

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6 月21日

【会社名】 北越メタル株式会社

【英訳名】 HOKUETSU METAL Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 住 田 規

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市蔵王三丁目 3 番 1 号

【電話番号】 0258-24-5111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務本部長 米 山 克 巳

【最寄りの連絡場所】 新潟県長岡市蔵王三丁目 3 番 1 号

【電話番号】 0258-24-5111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務本部長 米 山 克 巳

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成25年6月20日開催の当社第97回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

1株につき金2円50銭 総額 48,725,158円

ロ 効力発生日

平成25年6月21日

第2号議案 定款一部変更の件

当社および子会社の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について事業目的を追加する。

また、機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、第36条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除する。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、住田規、遠藤和也、米山克己、遠藤英夫、池津敏郎、松原光成、棚橋章、米澤常克の8氏を選任する。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

退任取締役小林光男氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する。

また、取締役住田規、遠藤和也、米山克己、遠藤英夫、池津敏郎の5氏および監査役長岡徹高、近藤信行、小林幸治の3氏に対し、本総会の終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を当社における一定の基準に従い、打切り支給することとし、支給の時期については、各取締役および各監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額50百万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	15,489	73	0	(注) 1	可決 96.09
第2号議案 定款一部変更の件	15,487	75	0	(注) 2	可決 96.07
第3号議案 取締役8名選任の件					
住田規	15,423	139	0	(注) 3	可決 95.68
遠藤和也	15,423	139	0		可決 95.68
米山克己	15,423	139	0		可決 95.68
遠藤英夫	15,423	139	0		可決 95.68
池津敏郎	15,423	139	0		可決 95.68
松原光成	15,430	132	0		可決 95.72
棚橋章	15,418	144	0		可決 95.65
米澤常克	15,443	119	0		可決 95.80
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件	15,389	173	0	(注) 1	可決 95.47
第5号議案 監査役の報酬額改定の件	15,364	198	0	(注) 1	可決 95.31

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。